

# 伊豆縦貫自動車道・河津下田道路 整備の進捗状況をお知らせします。

河津トンネル(仮称) 工事について

河津トンネル(仮称)は、伊豆縦貫自動車道の河津下田道路(河津〜下田)において、河津町小鍋地区から同町逆川地区までを結ぶ全長1,884mのトンネルです。逆川地区側から掘削工事を



河津トンネル(仮称)工事



河津下田道路 概要図

進め、今年度で1,394mの掘削が完了しました。令和2年度以降は小鍋地区側から掘り進め、トンネルの貫通を目指していく予定です。このトンネルが開通すると、沼津・三島方面への移動時間が大きく短縮されるほか、国

道414号の幅員狭小な区間を避けて通行できるため、観光バス等の大型車両、安全な搬送が必要な救急車両の移動においても大きな効果が期待されます。早期開通を目指して、工事が進められています。



逆川地区国道414号切回し工事



河津IC(仮称)ランプ橋工事



稲穂小学校4年生児童の総合学習

**河津トンネル(仮称)の 工事現場見学**  
12月5日、稲穂小学校の4年生児童17名が総合学習として、トンネル工事の現場見学を行いました。縦貫道の概要や工事方法について説明を受けた後、実際にトンネル内を見学しました。また12月13日には一般希望者による現場見学会を開催し、20名の皆さまにご参加いただきました。

II期区間(河津〜箕作)では、河津トンネル(仮称)のほか、河津IC(仮称)や逆川IC(仮称)周辺の工事が行われています。I期区間(箕作〜広岡西)では、将来の工事着手のために、用地取得などが進められています。

## 新型コロナウイルス感染症に備えて 一人ひとりができる 対策を知っておこう

※高齢者や基礎疾患等のある方は、前述の状態が2日程続く場合  
◎相談先  
○県済茂保健所  
平日8時30分〜17時15分  
◎右記以外の時間 ☎205209033096707  
◎一般的な相談専用ダイヤル  
県疾病対策課 ☎05422213296  
厚生労働省 ☎0335952756

「新型コロナウイルス感染症」の予防方法ともしもの場合の対処法  
(1)まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などに、こまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

関に事前に電話した上で受診しましょう。  
(6)次の症状がある方は、「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。  
・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

(2)咳や鼻水が出る場合は、マスクの着用又は咳エチケットを心がけましょう。  
(3)持病がある方や高齢の方、妊娠中の女性は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意しましょう。  
(4)発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休みましょう。  
(5)咳と発熱の症状がある場合は、医療機

### 感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

**①手洗い 正しい手の洗い方**

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのばすようにこすります。
- 指先、爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

**②咳エチケット 3つの咳エチケット**

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

- 何もせずに咳やくしゃみをする
- 咳やくしゃみを手でおさえる
- 正しいマスクの着用

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムひもを耳にかける
- 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 厚生労働省

### 令和2年度の土地や家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と 固定資産課税台帳の閲覧ができます

**固定資産税に関するお知らせ**

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の令和2年度の固定資産税評価額について周辺の土地や家屋と比較することにより、評価額が適正かを判断していただく制度です。

**縦覧することができの方**  
固定資産税を納めている方(納税者)とその同居家族、納税者の委任を受けた方及び納税管理人

**縦覧期間**  
4月1日(水)〜4月30日(木)

**手数料** 無料

**本人確認** 運転免許証など本人確認できるもの、認め印、委任状(代理の場合)

**固定資産課税台帳の閲覧**  
令和2年度の固定資産課税算出の基礎となる課税台帳を確認できます。

**閲覧することができの方**  
納税義務者とその同居家族、納税義務者の委任を受けた方、納税管理人及び土地や家屋を借りている方

**閲覧期間**  
4月1日(水)以降通年閲覧可  
8時30分〜17時15分

**手数料**  
4月30日(木)まで無料  
※コピー代が別途必要となります(1枚10円)。

**本人確認**  
運転免許証など本人確認できるもの、認め印、委任状(代理の場合)、土地や家屋を借りている方はその契約書をご持参ください。

**審査申出について**  
令和2年度の固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって下田市固定資産評価審査委員会に審査申出を行うことができます。

※令和2年度において、家屋の新築、土地の地目変更等により、価格の修正があった場合に限り申出します。

**問合せ先** 税務課資産税係 (窓口) ☎22218